

## 1. 議事日程

〔平成27年第3回安芸高田市議会9月定例会第23日目〕

平成27年10月 2日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                     |
| 日程第2  | 議案第41号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第3  | 議案第42号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例           |
| 日程第4  | 議案第43号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第5  | 認定第1号 平成26年度安芸高田市一般会計決算の認定について                 |
| 日程第6  | 認定第2号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について           |
| 日程第7  | 認定第3号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について          |
| 日程第8  | 認定第4号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について             |
| 日程第9  | 認定第5号 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について           |
| 日程第10 | 認定第6号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について          |
| 日程第11 | 認定第7号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について    |
| 日程第12 | 認定第8号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第13 | 認定第9号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について          |
| 日程第14 | 認定第10号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第11号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について          |
| 日程第16 | 認定第12号 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第17 | 認定第13号 平成26年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について       |
| 日程第18 | 発議第7号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について  |
| 日程第19 | 閉会中の継続調査の件について                                 |

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

4番	下岡多美枝	5番	前重昌敬
----	-------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	沖野文雄
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	武岡隆文	市民部長	小笠原義和
産業振興部長	清水勝	福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	河野雄二
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	神岡眞信
総務課長	土井実貴男	財政課長	河本圭司
政策企画課長	西岡保典		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

- 山本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より本定例会に説明員として追加で出席委任する者の職  
氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、教育委員長より平成26年度分、教育委員会事務の点検、評価  
報告書についての報告がありました。  
第3点、監査委員より平成27年度8月分の例月出納検査の結果について  
報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で終わります。
- 山本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
次に、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御  
協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会より報告をさせていただきます。  
本日の会議の運営につきまして、去る10月1日に、議会運営委員会を  
開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたしま  
す。  
追加案件となる、「発議第7号」の取り扱いについて、協議を行い、  
提案理由説明後、質疑・討論、採決を行うようにいたします。  
以上、報告を終わります。
- 山本議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において4番  
下岡多美枝さん、及び5番 前重昌敬君を指名いたします。



日程第2 議案第41号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第42号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供  
に関する条例

日程第4 議案第43号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 山本議長 日程第2、議案第41号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条

例」の件から、日程第4、議案第43号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 石飛慶久君。

○石飛総務企画常任委員長 平成27年9月10日付で、本委員会に付託されました議案第41号から第43号の3件について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案について、9月17日に総務企画常任委員会を開き、市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

本案3件につきましては、いずれも、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が制定されたことに伴う、新たな条例の制定、及び、既存の条例の一部改正でありました。

議案第41号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」は、10月5日より、国民一人一人に個人番号を通知するために送付される「通知カード」、及び、来年1月から、希望者に対し交付される、顔写真付・ICチップ入りの「個人番号カード」について、再発行にかかる手数料を新たに定めるとともに、本年12月末で発行が終了する「住民基本台帳カード」の交付及び再交付手数料の項目を削除するものでございます。

「通知カード」、及び「個人番号カード」につきましては、初回の交付はいずれも無料ですが、本人が紛失した場合などの再交付手数料について、総務省の示した購入原価をもとに、「通知カード」を500円「個人番号カード」を800円と新たに定めるものでございます。

次に、議案第42号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について」は、同じく「番号法」の制定により、「個人番号の利用」、及び、個人番号を付与された個人情報である「特定個人情報の提供」に関して、必要な条例を新たに定めるものであります。

「番号法」では、市で個人番号を独自利用する場合、市長部局内における複数の事務間で特定個人情報を利用する場合、また、市長部局と教育委員会などにおける、実施機関同士による情報の提供や照会について、条例で定める必要があるとされているため、本条例を新たに制定するものであります。

なお、独自利用については、今後検討し定めるものとし、このたびの条例には含まれていません。

質疑の中で、委員より、「個人番号の独自利用について、具体的にはどのようなものが考えられるか」との質疑があり、執行部より、「ほとんどの事務は番号法に定めてあり、それ以外に市で独自利用できる項目がないか、現在、プロジェクトチームを編成して検討しているところである。コンビニでの交付・収納や福祉保健・医療の分野など、国が想定していない事務で、市が新たにマイナンバーを付与して事務をしていく

時には、この条例に新たに加えていかなければならないが、現在検討中である。」との答弁がありました。

次に、議案第43号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、「番号法」の施行に伴い、それに準じて現行の「個人情報保護条例」の一部改正を行うもので、「特定個人情報」の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、特定個人情報の開示・訂正、及び利用の停止など、番号法との整合性を図るための改正となっております。

質疑の中で、委員より、「個人事業主の場合は、個人の情報と法人の情報の線引きが曖昧なところが出てくるかと思うが、問題はないか」との質疑があり、「法人の情報と個人事業主のほうの情報はしっかり分けられるものと理解しているので、問題はないと受けとめている」との答弁がありました。

以上の3議案につき、慎重に審査し、採決した結果、いずれも、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第41号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、議案第43号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- |      |       |                                 |
|------|-------|---------------------------------|
| 日程第5 | 認定第1号 | 平成26年度安芸高田市一般会計決算の認定について        |
| 日程第6 | 認定第2号 | 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について  |
| 日程第7 | 認定第3号 | 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 | 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について    |
| 日程第9 | 認定第5号 | 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について  |

- 日程第10 認定第6号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第12号 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第13号 平成26年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○山本議長 日程第5、認定第1号「平成26年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第17、認定第13号「平成26年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

本13件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 金行哲昭君。

○金行予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

今定例会の初日において、本常任委員会に付託された認定第1号から認定第13号までの、平成26年度一般会計、特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算認定につきまして、委員会の審査経過と結果について報告いたします。

付託のあった13の認定案件につきまして、9月25日、28日、及び29日の3日間、予算決算常任委員会を開き、市長、教育長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、歳入歳出予算執行状況を総合的に確認し、予算効果と行政効果を慎重に審査いたしました。

26年度の普通会計の決算規模は、歳入において、211億3,627万1,000円となり、前年度対比7.8%の減。歳出において、203億5,462万8,000円となり、前年度対比8.3%の減となっております。歳入歳出とも、25年度よりも、おおむね18億円ほど少なくなっておりますが、これは、25年度で新市建設計画の中の大型建設事業実施が終盤を迎えたことによるものであります。

26年度決算の特徴として、昨年に引き続き繰り上げ償還を行い、実質単年度収支も7年連続して黒字となっておりますが、経常収支比率は5年ぶりに90%を迎える数字となり、要因として、歳入では、普通交付税

の合併特例加算措置の段階的削減が26年度から始まり、経常的収入が減ったことに加え、新たな施設管理費がふえたことが主な要因となっていました。

普通会計の歳入においては、地方債の額が、前年度より12億6,160万円減少しており、性質別の歳出においても普通建設事業費の総額が前年度より、20億1,412万5,000円減少しており、要因として光ネットワーク整備事業や生涯学習センター整備事業等の大型建設事業が終了したことによるものであります。

一般会計決算の審査の中で出された、主な質疑と答弁は次のとおりです。

総務部の所管におきまして、広域ネットワーク管理事業について、委員より、「使用料及び賃借料が最終予算額の675万円に対し、決算額が312万円と半分になった理由は」との質疑があり、執行部より、「広域ネットワーク事業の光ケーブルの電柱供架料について一部を光ネットワーク事業の光ケーブルとまとめて供架し、光ネットワーク整備事業費において支出したことによるものであり、まとめることにより二重に支払う必要がなくなった」との答弁がありました。

企画振興部の所管におきましては、生活路線確保対策事業について委員より、「お太助ワゴンの土曜・日曜・祝日の利用を求める声があることが課題とされているが、今後の方向性は」との質疑があり、執行部より、「運用費用の増加、受付センターの人員確保、そしてタクシー業者の減収につながるのではという課題があり、すぐに解決できる問題ではないと考えている。協議会等で議題としているが、なかなか難しい部分があると考えている」との答弁がありました。

消防本部・消防署の所管におきましては、消防緊急無線デジタル化整備事業について、委員より、「4億6,000万円を投じてデジタル化の整備をしたが、どのような効果があったのか」との質疑があり、執行部より、「国策によりアナログ無線が停波することを受けて整備したもので、受信エリア等の変更はないため、アナログ無線と同様の使い方をしている。デジタル化により、秘匿性が格段に上がり、外部に個人情報が出ることがなくなった。また、音声通話は非常にクリアで、指令等を明瞭に伝えることができる」との答弁がありました。

市民部の所管におきましては、固定資産税の滞納繰越分のうち、2,119万4,200円という多額な不納欠損になったことについて、執行部より詳細な説明を受けました。

主なものとして、広島市内の会社で1件、1,453万7,700円の滞納があったが、会社が巨額の負債を抱えたまま倒産し、競売でも本市の配当がなく、事業再建の見込みもないため、地方税法及び国税徴収法に基づき、直ちに債権を消滅させたものがありました。不納欠損処分については、滞納者の実態調査等に基づき個別に案件を精査し、適正に処理を行っているとの説明がありました。

また、人権会館管理運営事業において、委員より、「人権相談員が相談業務などでどのような状況で働いているのか、把握しているのか。人権多文化共生推進課との連携は」との質疑があり、執行部より、「相談員はそれぞれ日誌をつけており、館長が把握をしている。各館長と人権多文化共生推進課で2カ月に1回連絡会議を開き、それぞれの状況を聞いて、相互が情報共有するようにしている」との答弁がありました。

福祉保健部の所管におきましては、公立保育所管理運営事業において、委員より、「向原こぼと園について、26年度から民設民営となったが、市にとってどのぐらいの効果があつたか」との質疑があり、執行部より、「25年度の決算額と比べると、決算額ベースで約1,300万円の経費が節約できた。また、決算額が占める市の負担額は、25年度は事業費8,000万円のうち、市の負担は5,900万円余りであった。この額には、普通交付税が含まれているので、単純な比較はできないが、26年度のこぼと園の運営費については、国費が2分の1、県費が4分の1入るので、1,100万円余りが市の持ち出しになっている」との答弁がありました。

産業振興部の所管におきましては、企業立地推進事業において、委員より、「高校生のキャリア育成事業を行っているが、本市の企業へ就職した高校生が何人おり、どのような事業の成果があつたのか」との質疑があり、執行部より、「吉田高校、向原高校の卒業生のうち、就職希望者が49名、そのうち安芸高田市へ就職した高校生が21名である。単純にこの事業によって就職できたとは言いがたいところもあるが、こういう事業を行わないと、高校生が安芸高田市内の企業を知る機会がなかなかないと思っているので、引き続き実施していきたいと考えている」との答弁がありました。

教育委員会の所管におきましては、学力向上推進事業において、委員より、「事業制度が学習指導要領に対応した、理科の実験、観察が授業で体験できるように、国からの補助を受け、理科教育備品を整備したとあるが、その経過と本市の実態については」との質疑があり、執行部より、「以前は、理科の実験を行おうとしても器具がないため、教師が一人で演示実験をし、子どもたちがそれを見るというような実態であった。そのため、国の補助を受け、平成25年度から27年度までの3カ年で理科備品等の整備を進めている。設備の充実により、子どもたちが実際にやってみることで学力が向上する。理科の学力数値が上がっている部分もあるが、効果については、少し長い目で見る必要がある。教員の研修等も充実させ、理科の学力向上につなげていきたい」との答弁がありました。

次に、認定第2号から認定第13号の特別会計及び公営企業会計決算の審査につきましては、国民健康保険特別会計におきまして、委員より、「1人当たりの医療費が41万5,000円となっている。特定健診などいろいろな取り組みの努力をされ、ジェネリックによる3,755万7,000円の削減効果が出ているが、1人当たりの医療費が変わらないことはどのように



分析されているのか」との質疑があり、執行部より、「医療費については、医療の高度化、高齢化などにより、年々自然増で2%から3%増加しており、全国的にもそういったデータが出ている。ジェネリック等による医療費適正化、及び保健事業を実施することにより、その自然増を抑えたことは一定の効果があったと考えている」との答弁がありました。

浄化槽整備事業特別会計において、委員より、「成果と課題に老朽化という言葉が出始めたが、現状で古いものはどのくらい年数が経ち、どんな課題が出てきているのか」との質疑があり、執行部より、「市設置浄化槽は古いもので15年以上が経過している状況である。個人設置された浄化槽については、市が移管を受ける際に問題はないことを確認して引き受けているが、経年劣化により隔壁の修理が必要な浄化槽が数件ある。今後とも浄化槽の老朽化に伴う修繕費の増加が明確であるので、対策を講じる必要があると考えている」との答弁がありました。

採決に当たっては、付託された13件の認定議案について、いずれも予算の執行及び財務に関する事務処理は適正に行われていると判断され、全て認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○山本議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより本13件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号「平成26年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第13号「平成26年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して起立により採決いたします。

本13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本13件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本13件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第7号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ  
確実な運用に関する意見書について

○山本議長 日程第18、発議第7号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長 前重昌敬君。

○前重文教厚生常任委員長 発議第7号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実

な運用に関する意見書について」について、提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める要請書」について、9月18日に委員会を開き審査した結果、採択いたしました。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっています。

しかし、グリーンピア問題や年金記録問題などにより国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等のあり方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求め、平成26年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I Fには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。

リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I Fが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになります。

この陳情の趣旨を踏まえ、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。G P I Fにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上を求める意見書を政府に対して提出するものであります。何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明いたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第7号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 閉会中の継続調査の件について

○山本議長 日程第19「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員